

次世代自動車購入等補助制度に係る運用方針

(平成24年4月17日札幌市環境局環境都市推進部長決裁)

一部改定 平成24年5月30日

一部改定 平成25年3月26日

一部改定 平成26年4月1日

一部改定 平成27年4月1日

一部改定 平成28年4月1日

1 対象者

市民は、車両の購入の点から、民法上契約締結が可能となる成年（現在20歳。民法第4、5条関係）とする。

第2条で規定する公共的団体は、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営む全ての団体を含み、法人たると否とを問わない。

なお、この範囲には、設置について法的義務のあるもの、本市事業を分担するなどして公共的な事業を行っているなど、本市の意思が関与するものや本市事業に大きく関与するものを含む。

2 車両の定義

第2条第1項の自動車は、原動機付自転車以外のものであって、検査対象外軽自動車（二輪のもの、カタピラ及びそりを有するもの、被牽引のもの）及び小型特殊自動車を除くものをいう。

3 使用年数（処分制限期間）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令、市内での使用状況などから、次世代自動車は事業者で4年間、市民で5年間とし、燃料供給設備は8年間とする。

なお、使用開始日は、車両の場合は車検証の登録年月日又はリース開始日のうちいずれか遅い方を、燃料供給設備の場合は設置日又は領収書発行日のうちいずれか遅い方を基準とする。

使用日数は、1年を超える場合は単年日数を365日として算定し、1年未満の場合の日数は実日数で算定する。

4 抹消登録等する自動車の定義

抹消登録等する自動車は、車種は問わないが、抹消登録等する権限を持つ所有者が申請者であって、申請者が市内に1年以上前に登録をした、所有権留保車両ではない車両とする。

なお、永久抹消を証明する書類は、各運輸支局で発行する登録事項等証明書とするが、廃車手続きに日数がかかり、実績報告時に添付できない場合、自動車リサイクル法に基づき引取業者が発行する使用済自動車引取証明書、補助金交付申請者と引取業者の連名で車両を必ず年度内に解体すること、後日、登録事項等証明書の提出をすることなどが記載された確約書の提出をもって当証明書の提出に替えることができるものとする。

5 購入の定義

購入とは、導入契約、代金の支払い、補助対象自動車等の受け渡し等、導入に関わる手続き一切を含むものとする。また、契約前の一部代金の支払い（申込金を除く手付金や内金等）、割賦・リース契約などの書面の取り交わし、発注や車両の登録等の手

続きなど、導入や契約が義務付けされるものは、購入に含める。

6 使用の定義

使用とは、使用者が自らの主たる用務に用いることをいい、使用者がレンタル、シェアリング等、他者に貸渡している状態は、自ら使用しているものとみなさない。

なお、使用者とは、自動車検査証上の使用者のことをいう。

7 交付申請・実績報告

交付申請、報告に関する事務処理期限は、札幌市事務取扱規程第11条第4項により、受付日より1週間以内とする。

8 見積書等

申請書の別紙1枚につき見積書1通を添付するが、同一価格の同一車種を複数台導入し、発行される見積書が全く同じ場合、見積書は1通のみの添付とすることが出来る。また、車両の仕様書も同様の扱いとする。

なお、見積書、契約書にオプション等を含まない本体価格が記載されていない場合、本体価格が判る書面の提出を別途求めることとする。

また、リース車両を申請者が他社より購入せず、契約書や領収書等を発行できない場合は、それら書面を発行できないことを証する書面等を添付するとともに、使用者に車両を販売した際に発行するであろう見積書や契約書の提出を要するものとする。

9 変更等承認申請

(1) 重大な内容変更

第8条第1項でいう重大な内容変更とは、次世代自動車の種類の変更や補助金交付予定額が増額となる場合とする。

(2) その他の内容変更

第8条第1項でいうその他の内容変更とは、重大な内容変更以外で補助金の交付事務に影響が生じるもので、以下に掲げるものとする。

- ・申請者又は使用者の住所や代表者の変更
- ・車種又はグレードの変更
- ・廃車の取り止め
- ・購入等する補助対象自動車等の台数の減
- ・その他市長が必要と認めるもの

10 補助金額

補助金、貸与料金の値下額等の算定は、諸税を含まない額で行うものとする。

別表2でいう公共的団体とは、国土交通省、一般社団法人次世代自動車振興センターなどの団体とする。また、年度初めなどで、これら団体で差額などを公表していない場合は、前年度の公表数値をもって交付決定し、当団体の公表後に補助金を交付するものとする。

なお、これら団体で差額を提示しなかった場合は、前年度の公示額などを準用するほか、各運用年度前に本市が独自調査した差額を用いることとする。